

日本ナレッジ製品 ソフトウェア使用許諾契約書

本製品 ソフトウェア使用許諾契約(以下「本契約」といいます。)は、日本ナレッジ株式会社が、日本ナレッジ製品を購入された方(以下「ライセンサー」といいます。)に対し本製品 ソフトウェアの使用を許諾する条件を定めています。本契約が同封されていた日本ナレッジ製品を受領することにより、ライセンサーは、本契約の全ての条項に拘束されることに同意し、本契約の当事者となります。なお、日本ナレッジがウェブサイト上で随時掲載する日本ナレッジ製品に関する本契約、ルールおよび諸規定等に事前に承諾の上ご注文をいただくものとします。

第1条 定義

本契約において使用される以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

- 「仕様書」とは、本ソフトウェア(第4号に定義)の機能を定義するための日本ナレッジが指定する資料を意味します。
- 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)を意味します。
- 「本製品」とは、本ソフトウェア及び本ソフトウェアを包含する格納媒体及び本ソフトウェアの仕様書、説明書、マニュアル等の文書又は電子文書の総称を意味します。
- 「本ソフトウェア」とは、日本ナレッジが権利を保有する上記に記載された製品名及びVersionにより特定されるソフトウェアのオブジェクト・コードの複製物の総称を意味します。本ソフトウェアがバージョンアップされ、ライセンサーがその新しいバージョンを有効に取得した場合は、かかるソフトウェアも含まれるものとします。

第2条 使用許諾

- 日本ナレッジはライセンサーに対し、本契約の有効期間中、本製品を本条の定める条件に従い通常の用法により使用することを、非独占的に許諾します。
- ライセンサーは、本製品を日本国内で且つ、日本ナレッジが定める本ソフトウェアの使用目的においてのみ使用することができるものとし、日本ナレッジの事前の書面による承諾なくその他の地域又はその他の目的で本製品を使用しないものとします。特に核兵器若しくは化学兵器及び生物兵器等これらを運搬する為のミサイル等の大量破壊兵器又は、通常兵器の開発、設計、製造、保管及び使用等の目的で自ら利用し又は、第三者に利用させないものとします。
- 第1項に定める使用許諾は、ライセンサーが別途ご購入いただく本製品保守サービス契約に同意することを前提としており、ライセンサーがこれらの契約に同意しない場合にはライセンサーは本製品を使用することができないものとします。
- 本契約のライセンサーが追加ライセンスを購入された場合には別途追加保守契約サービス料金が発生します。

第3条 本製品の取り扱い

- ライセンサーは、本契約で認められた場合を除き、本製品につき、如何なる理由に基づいても、譲渡、移転、担保設定、使用許諾、貸借その他の処分をしてはなりません。
- ライセンサーは、解除その他理由の如何に拘らず、本契約が終了した場合には、日本ナレッジの指示に従い、本製品につき日本ナレッジに対する返却、廃棄その他の処分を行います。

第4条 再許諾の禁止等

ライセンサーは、日本ナレッジの事前の書面による承諾なく、本製品について本契約に基づき許諾された権利を、第三者に対し再許諾しないものとします。ライセンサーが日本ナレッジの事前の書面による承諾を得て、本製品について本契約に基づきライセンサーに許諾された権利を第三者に再許諾した場合には、本

契約の適用上当該第三者の行為はライセンサーの行為とみなし、ライセンサーは日本ナレッジに対し当該第三者の行為につき一切の責任を負担するものとし、日本ナレッジが当該第三者の行為に基づき被った一切の損害を賠償するものとします。

第5条 知的財産権

- 本製品に関する知的財産権は全て日本ナレッジ又は日本ナレッジにライセンスを許諾した者に帰属するものとします。
- ライセンサーは、本製品について、本契約に基づき第2条に定める使用権のみを付与されるものであり、本製品に関するいかなる知的財産権の移転又は譲渡も受けるものではありません。
- ライセンサーは、本製品の全部又は一部につき日本ナレッジ又は日本ナレッジにライセンスを許諾した者の知的財産権を侵害する行為(複製、改変、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルを含みますが、これに限定されません。)をしてはなりません。
- ライセンサーは、本製品に含まれる製品表示、著作権表示、商標その他の表示を日本ナレッジの事前の書面による承諾なく除去又は変更しないものとします。

第6条 保証及び責任制限

- 本契約の有効期間中に本製品の欠陥(仕様書に規定されたとおりに機能が動作しないことを意味します。以下本条において同じ。)が発見されたときは、日本ナレッジは自己の判断により、速やかに補修、交換その他日本ナレッジが適当と認める措置を無償で講ずるものとします。但し、当該欠陥がライセンサーの責に帰すべきものである場合、ライセンサーが本契約に定める使用条件に反して本製品を使用した場合、その他当該欠陥が日本ナレッジの責に帰すべきものでない場合は、この限りではありません。
- 日本ナレッジはライセンサーが本製品を使用したことにより被った損害につき、例えば、日本ナレッジがかかると見られる瑕疵、損傷又は故障の可能性について知らされていた場合であったとしても、何らの責任を負わないものとします。
- 本条の規定は、本製品の瑕疵、損傷又は故障に関する日本ナレッジの法律上の一切の責任(瑕疵担保責任、債務不履行責任及び不法行為責任を含みます。)を規定したものであり、日本ナレッジは本条に定めるほか、本製品の瑕疵、損傷又は故障について、直接又は間接を問わず、何らの責任も負わないものとします。
- 消費者契約法その他の法令により第2項又は第3項の責任制限が適用されない場合には、日本ナレッジがライセンサーに対して負う可能性のある損害賠償責任の金額は、ライセンサーが本製品を購入した代金の金額を上限とします。

第7条 保証の否認

- 本製品は現状有姿で提供されるものとし、日本ナレッジは、明示黙示を問わず、本製品につき、商業利用の可能性、特定目的に対する適合性、権利侵害の不存在などに関するいかなる種類の保証も行わないものではありません。
- 日本ナレッジは、ライセンサーが日本ナレッジ又は販売店その他の第三者から直接又は間接に本製品に関する情報を得た場合であっても、日本ナレッジはライセンサーに対し本契約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行わないものではありません。
- ライセンサーは、自己の責任で本製品を利用するものとし、本製品を利用することが、ライセンサーに適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、日本ナレッジはライセンサーによる本製品の利用が、ライセンサーに適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

第8条 技術サポート

本製品に関する技術サポートは、日本ナレッジまたは販売店とライセンサーとの間で別途締結される本製品保守サービス契約の規定によるものとし、はライセンサーに対し本契約に基づきいかなる技術サポートも行う義務を有しないものとします。

第9条 紛争処理及び損害賠償

- ライセンサーは、本契約に違反することにより、又は本製品の利用に関連して日本ナレッジに損害を与えた場合、日本ナレッジに対しその損害を賠償しなければなりません。
- 本製品の利用に関連して第三者からクレーム、損害賠償請求その他の主

張又は請求がなされた場合には、ライセンサーの費用と責任においてこれを処理するものとし、日本ナレッジがかかる第三者からの請求に基づき損害を被った場合には、ライセンサーはその損害を賠償するものとします。

3. ライセンサーは、本製品の瑕疵又は権利関係に関して、第三者からクレーム、損害賠償請求その他の請求又は主張がなされた場合には、遅滞なく日本ナレッジに通知すると共に、日本ナレッジの指示に従うものとします。

第10条 ライセンス遵守状況の確認

日本ナレッジはライセンサーが本契約を遵守していることを確認するためにいつでもライセンサーに対し本製品の利用状況の報告を求めることができ、ライセンサーは日本ナレッジの請求があるときは速やかに日本ナレッジの指定する方法で本製品の利用状況につき正確な報告を行うものとします。

第11条 有効期限

本契約の有効期間は、本製品保守サービス契約の契約を条件に本製品を受領した日から、1年間とします。但し本製品に関する本製品保守サービス契約を更新した場合は、これら契約の終了日までを有効期限とします。

第12条 解除等

1. ライセンサーが、本契約に違反し、その是正を求める通知を受領後15日以内に当該違反の是正及び当該違反に基づく損害の賠償をしない場合には、日本ナレッジは、ライセンサーに書面で通知することにより直ちに本契約を将来に向かって解除することができます。

2. 本契約に定める使用許諾は、ライセンサーが別途ご購入いただく本製品保守サービスに同意し、かかる契約が有効に存続することを前提としており、ライセンサーがこれらの契約のいずれかが何らかの理由で終了した場合には本契約も自動的に終了するものとします。

3. 本契約についてお客様の債務不履行が発生した場合、お客様は本書に基づく対象製品の使用はできないことに同意し、日本ナレッジは、事前に通知又は催告することなく、本契約を解除することができます。

第13条 契約終了時の扱い

本契約が期間満了又は解除により終了した場合には、ライセンサーは本製品を利用することができないものとし、日本ナレッジは本製品の利用停止によりライセンサーが被った損害について一切の責任を負わないものとします。

第14条 代金の不返還

ライセンサーが本契約に関連して日本ナレッジ又は購入店に支払った代金は、サービス提供の中断若しくは停止又は本契約の終了(期間途中で解除その他の理由に基づき終了した場合も含む。)、その他理由の如何を問わず、一切返還されないものとし、ライセンサーは本条においてこれに同意するものとします。

第15条 違法複製に関する制裁

ライセンサーは、本契約に違反して本ソフトウェア及び/又は本製品の複製を行った場合においては、1回の複製につき本製品の通常小売価格の3倍に相当する金額を、違約金として日本ナレッジに対して支払わなければならないものとします。但し、本条は日本ナレッジがライセンサーの違法複製により被った損害の賠償をライセンサーに対して請求することを制限するものではありません。

第16条 秘密保持

1. 本契約において「秘密情報」とは、本契約に関連して、ライセンサーが、日本ナレッジより口頭、書面、コンピュータネットワーク、その他の記録媒体等により提供若しくは開示されたか又は知り得た、日本ナレッジに関する技術、営業、業務、組織に関する全ての情報を意味します。

2. ライセンサーは、秘密情報を本契約の目的のみに利用するとともに、日本ナレッジの書面による承諾なしに第三者に日本ナレッジの秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。但し、裁判所の命令、その他法律上の強制力を伴う義務に基づき開示する場合はこの限りではありません。

3. ライセンサーは、本契約の終了時又は日本ナレッジから求められた場合にはいつでも、遅滞なく、日本ナレッジの指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面、その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却又は廃棄します。

第17条 本契約の変更

1. 日本ナレッジは、本契約の内容を自由に変更できるものとします。

2. 日本ナレッジは、本契約の内容を変更した場合には、ライセンサーに当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、ライセンサーが本製品を使用した場合又は日本ナレッジの定める期間内に異議を申し述べなかった場合は、ライセンサーは、本契約の変更に同意したものとみなします。

第18条 連絡通知

本契約に関する通知又は連絡は、日本ナレッジの定める方法で行うものとします。

第19条 譲渡禁止

ライセンサーは、日本ナレッジの書面による事前の同意なくして、本契約の契約上の地位又は本契約に関して発生する権利若しくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならないものとします。

第20条 輸出制限

本ソフトウェアは、外為法リスト規制該当であり、又米国輸出関連規則(EAR)に該当品であるので輸出する場合には、輸出関連法規に基づく所定の手続きを講じるものとする。ライセンサーは、日本ナレッジの書面による事前の同意なくして、本ソフトウェアを日本国外へ持ち出すことはできないものとします。

第21条 不可抗力

日本ナレッジは、自らの合理的な支配の及ばない状況(火事、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、又は政府当局による介入を含むがこれらに限定されない。)により本契約上の義務の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中ライセンサーに対し債務不履行責任を負わないものとします。

第22条 完全合意

本契約は、本契約に含まれる事項に関して、日本ナレッジとライセンサーとの完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、当事者間の本契約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先するものとします。

第23条 分離可能性

本契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本契約の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第24条 存続既定

第3条乃至第7条、第9条、第10条、第13条乃至第15条、第18条乃至第23条および第25条の規定は、本契約終了後も有効に存続します。

第25条 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条 協議

本契約に定めのない事項及び解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、両当事者誠意をもって協議解決を図るものとします。

日本ナレッジ株式会社

〒111-0042

東京都台東区寿3-19-5 JSビル

Copyright (c)2019 Nihon Knowledge Co. Ltd. All Rights

Reserved